

西原村農業委員 募集要項

農業委員を募集します

現在の西原村農業委員会委員の任期は、令和5年10月17日までとなっており、本年は委員改選の年となっています。

平成27年に農業委員会等に関する法律が改正され、認定農業者をはじめとする担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化が重要任務となっています。

また、委員の選出方法が以前の公職選挙法を準用した公選制から議会の同意を条件とする村長の任命制へと改正になりました。

以上のことから、現農業委員の任期満了に伴い、令和5年10月18日から3年間を任期とする農業委員候補者を次のとおり募集します。

1. 推薦及び募集方法について

- (1) 地区からの推薦
- (2) 農業者等が組織する団体からの推薦
- (3) 一般募集

2. 募集人員について

定 数 12名

3. 推薦及び応募資格について

- (1) 西原村に住所を有する者
 - *特別な事情がある場合はこの限りでない
- (2) 西原村が設置する他の附属機関等の委員でない者
- (3) 西原村職員でない者

4. 主な業務

- (1) 農業委員会総会において農地法等に基づく議案審議及び決定
- (2) 農地利用の最適化業務（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農・新規参入の促進）
 - *農地利用最適化推進委員と連携して実施
- (3) 農地等の利用の最適化の進めるための関係行政機関への意見の提出
- (4) 農業一般に関する情報提供（農業者年金や全国農業新聞等の加入推進等）

5. 委員の任期

令和5年10月18日から令和8年10月17日まで（3年間）

6. 推薦及び応募受付期間

令和5年5月25日（木）から令和5年6月20日（火）まで《必着》

＊受付時間は役場開庁日の午前8時30分から午後5時までとします。

7. 推薦及び応募手続きについて

委員の推薦又は応募に当たっては、【推薦・応募用紙（農業委員）】に必要事項を記入し西原村農業委員会事務局まで持参若しくは郵送により提出。

＊【推薦・応募用紙（農業委員）】については、西原村農業委員会事務局の窓口にてお受け取りいただくか、西原村ホームページからダウンロードして下さい。

8. 推薦及び応募状況の公表

推薦又は応募された事項については、法律により情報公開が義務付けられておりますので、募集期間の中間及び終了後に遅滞なく、氏名、年齢、職業等（住所を除く）をホームページ等に公表いたします。あらかじめご了承ください。

9. 委員の任命について

推薦又は応募された候補者について評価選考を行い、委員任命予定者を決定後、議会の同意を得たうえで村長が任命します。

10. 募集に係る書類の提出先・お問合せ先

〒861-2492

阿蘇郡西原村大字小森3259（西原村役場産業課内）

西原村農業委員会 事務局

【電 話】096-279-4396(直通)

【FAX】096-279-3438